

2020年12月17日

個人情報保護に関する規程

(目的)

第1条

この規程は、一般社団法人日本モルック協会（以下「本法人」という。）の会員事業、本法人が主体となつて行う事業（大会事業、普及育成事業など）、並びに講習会講師派遣などの本法人に対する依頼事業において、書面、インターネット及びメール上で収集する個人情報の取扱いに関して以下のとおり定めることを目的とする。

(個人情報の範囲)

第2条

「個人情報」とは、個人情報保護法にいう「個人情報」を指すものとし、個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日、住所、電話番号、連絡先、銀行口座番号その他の記述等により特定の個人を識別できる情報を指す。

2. 本法人が事業を通じて入手し得る上記に定める以外の個人に関する情報（大会や講習会などにおける成績など）についても、個人情報に準じて取り扱う。

(個人情報を収集する方法)

第3条

本法人は、本法人自らまたは決済代理会社など（以下、業務提携先という）を通じて、大会や講習会などの参加希望者が参加登録をする際、または本法人の入会希望者が入会申込を行う際に、氏名、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス、銀行口座番号、クレジットカード番号、運転免許証番号などの個人情報を収集することがある。

(個人情報を収集・利用する目的)

第4条

本法人が個人情報を収集・利用する目的は、以下のとおりである。

- (1) 大会及び講習会などの参加者申込者に対し、参加費納入及び参加時の本人確認のため、また参加費返金時及び緊急時の連絡先把握のために利用する目的。
- (2) 本法人に対する講習会などの依頼者（以下、事業依頼者という）に対し、依頼内容に関する相談や、講師派遣料の払込に関する連絡先及び銀行口座を把握するために利用する目的。
- (3) 本法人の会員となる個人または団体に対し、年会費納入及び入会時の本人確認のため、また本法人からの送付物送付先を把握するために利用する目的。
- (4) 本法人の会員となる個人または団体に対し、本法人が運営するインターネット上の広告媒体（ホームページなど）にアクセスする権利を与えるために必要な情報を収集・利用する目的。
- (5) 上記の利用目的に付随する目的

(個人情報の第三者提供)

第5条

本法人は、次に掲げる場合及び個人情報保護法その他の法令で認められる場合を除いて、あらかじめ本人の同意を得ることなく、第三者に個人情報を提供しない。

- (1) 法令に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
 - (5) 予め利用目的に第三者への個人情報の提供を告知あるいは公表をしている場合
2. 前項の定めにかかわらず、次に掲げる場合は第三者には該当しないものとする。
- (1) 本法人が利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取扱いの全部または一部を委託する場合
 - (2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人情報が提供される場合
 - (3) 個人情報を特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人情報の項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的および当該個人情報の管理について責任を有する者の氏名または名称について、あらかじめ本人に通知し、または本人が容易に知り得る状態に置いているとき

(個人情報の開示)

第6条

本法人は、本人から個人情報の開示を求められたときは、本人に対し、遅滞なくこれを開示する義務を負う。ただし、開示することにより次のいずれかに該当する場合は、その全部または一部を開示しないときがあり、開示しない決定をした場合には、その旨を遅滞なく本人に通知する。

- (1) 本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (3) その他法令に違反することとなる場合

(個人情報の訂正、削除、利用停止等)

第7条

本法人会員、大会や講習会などの参加者、及び事業依頼者などは、本法人の保有する自己の個人情報に誤りがある場合や、個人情報が利用目的の範囲を超えて取り扱われたり、不正の手段により取得されたものであると判断した場合には、本法人が定める手続きにより、本法人に対して個人情報の訂正、削除または利用停止を請求することができる。

2. 本法人は、前項の請求を受けてその請求に応じる必要があると判断した場合には、遅滞なく必要な調査を行い、当該個人情報の訂正、削除または利用停止を行い、これを当該個人に通知する。ただし、個人情報の利用停止等に多額の費用を有する場合その他利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するために必要なこれに代わるべき措置をとることが可能な場合は、この代替策を講じる。

(補 則)

第8条

この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事会が別に定める。規程の改廃は、理事会の議決を経て、社員総会の承認を要する。

(附 則)

第9条

この規程は一般社団法人認定を受け移行の登記を行った日から施行する。